○農林水産省告示第五百七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を次のように定めたので、同条第六項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一一三、四六三円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、四〇三円

適用期間　平成二十二年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第五百八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十二条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一一〇、七六五円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、二七五円

適用期間　平成二十二年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第五百九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十八条第一項の規定に基づき、でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　四九、三七〇円

適用期間　平成二十二年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県甲州市大和町日影字上小路一一六二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上小路一一六二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市須玉町小尾字和田向七一一九の二、七一二〇の二、七一二一の一から七一二一の三まで、七一二二、七一二三の一から七一二三の四まで、七一三五、七一三八、七一四〇から七一四二まで、七一四三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田向七一一九の二・七一二二・七一二三の一・七一二三の四・七一三五・七一三八・七一四〇から七一四二まで・七一四三の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、七一二〇の二、七一二一の一から七一二一の三まで、七一二三の二、七一二三の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町八日市場字後山二八六一、二八六一の乙、二八七六、二九四五、二九四八、二九四九、二九六二、二九六三、二九六五、二九六八、二九七七、二九七九、二九八〇、三〇〇〇から三〇〇四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後山二九七七・二九八〇・三〇〇〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二八六一、二八六一の乙、二九四五、二九四八、二九四九、二九六二、二九六三、二九六五、二九六八、二九七九、三〇〇一から三〇〇四まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県南アルプス市須澤字古以多和三二三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古以多和三二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養